

ISO/TC204 国際会議参加資格

2013/9/10 第 97 回技術委員会、2013/9/24 第 62 回 ITS 標準化委員会にて承認を得た国際会議参加資格 (J-1725) を基に記載。

1. WG 国際会議への参加資格

- ① WG 国際会議に P メンバー国日本の一員として参加する人は、国内分科会に参加し、これまでの国内分科会での論議を知っていることが必要である。
- ② WG 国際会議に P メンバー国日本の一員として参加する人は、国内分科会で当該国際会議への参加を事前に認められる必要がある。ただし、緊急の場合、当該国際会議の現場責任者の判断で、オブザーバ参加をすることができる。
- ③ WG 国際コンビーナから参加要請があった場合においても、国内分科会での審議を経た承認を要する。

根拠：WG は、特定の任務を行うため、任命され限定された人数のエキスパートで構成される (Directive 1.12)。

解説：Directive の厳密な解釈で言うと、NP 投票時に登録した専門家のみ。ただし、TC204 の WG は、SC に近いので、WG 国際会議参加者は P メンバー国日本の代表で、各国内分科会でエキスパートを管理すれば良いと理解される。したがって、誰でも任意に参加して良いものではない。

2. TC204 CHOD & Plenary への参加資格

- ① ITS 標準化委員会で承認された日本代表团およびオブザーバのみが、参加資格を有する。

根拠：ITS 標準化委員会規則 細則第 8 条。

- ② 上記の日本代表团およびオブザーバ以外の人に参加を希望する場合は、以下のように取り扱うものとする。

参加希望者は、所属する国内分科会の会長の承認と共に、参加を希望する会議名および参加理由書を国内事務局 (自動車技術会) に提出する。

国内事務局が妥当と認める場合に、技術委員会・ITS 標準化委員会の承認を求める。ただし、技術委員会・ITS 標準化委員会の審議を経ることができない緊急時には、国内事務局が参加の可否を判断し、参加を認めることができる。

解説：TC204 議長の要請を受け、参加することが日本の標準化活動に貢献できると判断された場合、参加できる。Directive 1.7.1 には、「すべての国代表組織は、TC および SC の業務に参加できる権利を持つ。」とされ、国代表組織から認められない場合は、参加の資格を有しない。以上